

総務政策常任委員会会議録

平成29年4月26日

場 所 第2委員会室

平成29年 4 月 26 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県住民基本台帳法施行条例に定める住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務の追加について
- ・平成29年度宮崎県防災訓練について
- ・平成29年度宮崎県防災の日フェアについて
- ・えびの高原（硫黄山）周辺の火山ガス監視の強化について
- ・県内市町村の消費生活相談窓口の共同設置について

出席委員（8人）

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	中 野 一 則
委 員	松 村 悟 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危機管理統括監	田 中 保 通
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	渡 邊 浩 司

総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	武 田 宗 仁
-------------------------	---------

危 機 管 理 局 長 兼 危 機 管 理 課 長	藪 田 亨
------------------------------	-------

総 務 課 長	丸 田 勉
---------	-------

防災拠点庁舎整備室長	宮 里 雄 一
------------	---------

部参事兼人事課長	吉 村 久 人
----------	---------

行 政 経 営 課 長	日 高 幹 夫
-------------	---------

財 政 課 長	川 畑 充 代
---------	---------

税 務 課 長	棧 亮 介
---------	-------

市 町 村 課 長	横 山 幸 子
-----------	---------

総務事務センター課長	大田原 節 郎
------------	---------

消 防 保 安 課 長	福 栄 芳 政
-------------	---------

総合政策部

総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
-------------	---------

県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	井 手 義 哉
-------------------------	---------

総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	鶴 田 安 彦
---------------------------	---------

部参事兼総合政策課長	松 浦 直 康
------------	---------

秘 書 広 報 課 長	横 山 浩 文
-------------	---------

広 報 戦 略 室 長	吉 村 達 也
-------------	---------

統 計 調 査 課 長	和 田 括 伸
-------------	---------

総 合 交 通 課 長	小 倉 佳 彦
-------------	---------

中山間・地域政策課長	奥 浩 一
------------	-------

産 業 政 策 課 長	重黒木 清
-------------	-------

生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	弓 削 博 嗣
-----------------------	---------

交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	最上川 周 一
---------------------	---------

みやざき文化振興課長	川 口 泰 夫
------------	---------

記紀編さん記念事業 推 進 室 長	米 良 勝 也
----------------------	---------

人権同和対策課長	工 藤 康 成
----------	---------

情 報 政 策 課 長	蕪 美 知 保
-------------	---------

会計管理局

会計管理者 福嶋幸徳
会計管理局次長 中原順一
局参事兼会計課長 青山新吾
物品管理調達課長 佐藤領子

人事委員会事務局

事務局 局長 原田幸二
総務課 課長 佐野由藏
職員課 課長 原拓実

監査事務局

事務局 局長 奥野信利
監査第一課 課長 門内隆志
監査第二課 課長 福嶋正一

議会事務局

事務局 局長 甲斐正文
事務局 次長 上山伸二
総務課 課長 小田博之
政策調査課 課長 谷口浩太郎

事務局職員出席者

議事課 主査 原田一徳
総務課 主任主事 日高真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり

でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の二見でございます。一言御挨拶申し上げます。

昨年度に引き続き、また総務政策常任委員会委員長を仰せつかりました。どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

今、本県におきましても、さまざまな大きな課題を抱えている中でのこの委員会での審議、またいろいろ政策提言等もあるかと思いますが、本県発展のために、執行部と委員会が一丸となつていい方向に議論が進むように努めてまいりたいと思っております。岩切副委員長の支えのもと精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長で

ございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主査でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○桑山総務部長 おはようございます。総務部長の桑山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま二見委員長から委員の皆様の御紹介をいただきました。ありがとうございます。

私ども総務部といたしましては、御案内のとおり、少子高齢化の進展、本格的な人口減少社会の到来といった社会経済情勢は大きく変化しております。

そうした中で、宮崎行財政改革プラン第2期、これに基づきまして、持続可能な行財政基盤の確立を図りながら、組織や人材あるいは予算といったような、そういった面から、各部局を支援することなどによりまして、未来みやざき創造プランなどに掲げます諸施策や事業が効果的・効率的に推進されるよう努めてまいりたいと思っております。

また、常在危機という認識のもと、さまざまな危機事象に対する備え、あるいは対応にしっかり取り組みますとともに、県庁内にあります、メンタルヘルス対策でありますとか、あ

るいはワークライフバランス、そういったいわゆる働き方改革を推進しながら、これまで以上に働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと思っております。職員一丸となって精いっぱい努力してまいりますので、二見委員長を初め、委員の皆様方には御指導、御助言をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページ目をご覧ください。

平成29年度総務部幹部職員名簿でございます。職員の紹介をさせていただきます。

まず、私の右隣りでありますが、危機管理統括監の田中でございます。

続きまして、総務部次長（総務・職員担当）の渡邊でございます。

総務部次長（財務・市町村担当）の武田でございます。

危機管理局長兼危機管理課長の藪田でございます。

総務課長の丸田でございます。

防災拠点庁舎整備室長の宮里でございます。

部参事兼人事課長の吉村でございます。

行政経営課長の日高でございます。

財政課長の川畑でございます。

税務課長の棧でございます。

市町村課長の横山でございます。

総務事務センター課長の大田原でございます。

消防保安課長の福栄でございます。

最後に議会担当の総務課主幹の高野でございます。

職員の紹介は以上でございます。

続きまして、総務部の所管業務の概要等について説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

ます。

まず、総務部の組織でございますが、本庁が9課1室となっております。また、出先機関が、県税・総務事務所7カ所、それに自治学院、西臼杵支庁、消防学校の10の所属となっております。

本庁及び出先機関の課、担当の構成につきましては、3ページから4ページにかけて記載しておりますので、また、後ほどごらんいただければと思います。

次に、5ページをお開きください。

総務部の主な分掌事務と職員数を表にまとめております。

表の下の欄外でございますが、本庁が232名、出先機関が317名、合わせまして549名の職員の体制でこの表の記載の分掌事務を行っているところでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思えます。

総務部各課の予算であります。平成29年度のまず歳入予算であります。総額は表の一番下の合計欄でございますように、一般会計と特別会計合わせまして、太枠で囲っておりますが、5,138億7,158万3,000円となっております。

また、歳出のほうは7ページのほうになりますけれども、同じく表の一番下の合計欄にありますように、一般会計、特別会計合わせまして2,642億6,143万9,000円となっております。前年度当初予算額と比較しまして、2.6%の増というふうになっているところでございます。

なお、8ページから34ページにかけましては、各課の分掌事務、予算の概要、それから、主要事業の概要等について記載をしておりますが、説明は省略をさせていただきます。また後ほどごらんいただければと思います。

また、その中で大変恐縮ですが、31ページをごらんいただきたいと思えます。31ページの危機管理課の平成29年主要事業の概要でありますけれども、この中で表の一番下の霧島山警戒避難体制整備事業の予算額1,577万8,000円と記載しておりますが、正しくは1,099万1,000円でございます。おわびして訂正をさせていただきますと思えます。

次に、その他の報告事項でございます。36ページをごらんいただきたいと思えます。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県住民基本台帳法施行条例に定める住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務の追加についてなど4件についてであります。

詳細につきましては、危機管理局長並びに市町村課長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、最後になりましたが、ここでおわびを申し上げたいと思えます。もう新聞報道等で御存じかと思えますが、今月の10日に総務部の西臼杵支庁の職員が器物損壊容疑で逮捕されるというまことに残念な事件が起きました。心からおわびを申し上げます。職員の服務規律の保持につきましては、日ごろから公私にわたって厳しく指導を行ってまいりましたが、先月の農政水産部に引き続きまして、職員の逮捕という県政及び県職員に対する県民の信頼を大きく損なう事案が発生しました。大変遺憾でありまして、非常に重く受けとめているところでございます。今後、事実関係を調査の上、厳正に対処いたしますとともに、職員の服務規律の一層の徹底を図りまして、再発防止に努めてまいりたいと思えます。大変申しわけありませんでした。

私からの説明は以上でございます。

○横山市町村課長 常任委員会資料の36ページをごらんください。

宮崎県住民基本台帳法施行条例に定める住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務の追加について御報告いたします。

まず、1の追加の理由であります。さきの2月定例県議会におきまして、いわゆる番号条例の一部を改正する条例が可決・公布されたところでもあります。

これに伴いまして、宮崎県住民基本台帳法施行条例に定める住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務が追加されるものであります。

次に、2の追加の内容であります。住基条例では、住基ネットを利用できる本県独自の事務として、番号条例に定める個人番号の独自利用事務を引用して規定しております。

先ほど申し上げました番号条例の一部改正により、個人番号独自利用事務が追加されたことに連動しまして、住基ネット独自利用事務にも、中ほどの表のとおり、8番目の肝炎治療費の助成に関する事務が追加されるものであります。

次に、3の適用期日につきましては、改正番号条例の施行期日と同じく平成29年5月30日であります。

なお、参考として、条例の規定を抜粋したものを記載しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○藪田危機管理局長 危機管理課のほうから3点御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の37ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、初めに、平成29年度宮崎県防災訓練についてでございます。

1の目的でございますけれども、大規模災害

等の発生時に災害対策の中核となります災害対策本部が効果的に機能するよう訓練を実施いたしまして、応急対応に必要な体制を整備いたしますとともに、市町村や関係機関が主催いたします防災訓練等への参加などを通じまして、防災関係機関相互の顔の見える関係を構築するとともに、県民にも訓練等に参加いただくことで、自助、共助による地域防災力の強化を図るものでございます。

このため、2の基本的な考え方にありまして、想像して議論する、課題の洗い出し、意識啓発等の3点を踏まえまして、各種の訓練に取り組むこととしております。

具体的な訓練の内容ですけれども、3の概要の表をごらんいただきたいと思っております。

まず、県職員を対象といたしました伝達参集訓練を今週月曜日の24日に実施をしたところでございます。本番を想定いたしまして、抜き打ちの訓練であったことから、資料上でも4月下旬というふうの実施時期をさせていただいております。

また、5月26日には、梅雨入り前ということで、風水害を想定したもの、また8月23日には、南海トラフ地震を想定した図上訓練を実施いたしますとともに、その下にございますけれども、11月3日、祝日になりますが、この日には県民の皆様にも御参加をいただき、総合防災訓練を宮崎市や都城市を会場といたしまして実施をすることといたしております。

なお、今年度の総合防災訓練につきましては、国土交通省が主催いたします大規模津波防災総合訓練と同時開催を予定しております。

次に、38ページをごらんいただきたいと思っております。

平成29年度宮崎県防災の日フェアについてで

ございます。

1の目的でございますけれども、県民への正しい防災知識の普及と防災意識の啓発を図るために、本年度も年間を通しまして、防災イベント等の啓発活動を行う予定にしております。そのスタートイベントといたしまして、5月の第4日曜日に設定しております県防災の日、本年は5月28日になりますけれども、この日にあわせまして、家族で楽しみながら、防災について学ぶイベントを開催することとしております。

昨年9月に本県に大きな被害をもたらした台風16号を初め、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化をしております。全国各地で豪雨災害による甚大な被害が発生しております。こういったことを踏まえまして、風水害の被害を忘れることなく、日ごろからの備えの大切さについて重点的に啓発を行うこととしております。

2の概要についてでございますけれども、防災フェアにつきましては、5月27日と28日の両日、宮崎市のイオンモール宮崎で開催をいたします。その内容でございますけれども、風水害の被害に関するパネルの展示や企業・団体などの防災の取り組みに関する展示を行うとともに、防災啓発のスタンプラリーを実施することとしております。

また、このフェアにあわせまして、3のその他関連啓発にありますとおり、新聞広告や街頭啓発を行うこととしております。

最後に、4の宮崎県防災の日フェア以降の取り組みといたしまして、防災週間におきます災害への備え推進キャンペーンの実施や津波防災の日の前後におきますシェイクアウト訓練の実施など、年間を通しましてさまざまな啓発の取り組みを予定しているところでございます。

次に、39ページをお願いしたいと思います。

えびの高原の硫黄山周辺の火山ガス監視の強化についてでございます。

まず、1の火山ガス自動測定機の設置についてでございますけれども、えびの高原の硫黄山周辺では、人体に有毒な高い濃度の硫化水素などの火山ガスが観測されております。このため、平成28年の2月から手動による火山ガスの測定を実施しているところでございます。

また、火山ガスの危険性が高い区域につきましては、えびの市が警戒区域を設定いたしまして、立ち入り禁止の措置を行っているところでございます。

その上で、ことしの1月には、火山ガスの常時監視が行えるように、火山ガスの自動測定機を、下のほうに図がございまして、図の青い丸の地点、M7とM8とありますけれども、この2つの地点に自動測定機を設置したところでございます。そして、3月末からこの自動測定結果につきまして、県のホームページを公開いたしまして、火山ガスに関する情報提供並びに注意喚起を行っております。さらに、4月に入りまして、3日には、この自動測定機を新たに3機、地図の緑の丸の地点になりますけれども、M1、M12、M14、この3点に自動測定機を追加設置いたしまして、火山ガス監視体制の強化を図ったところでございます。

地図上で申し上げますと、先ほど申し上げました現在立ち入り禁止の区域になっているのが、硫黄山を含むAの赤い線で囲まれた区域と、県道1号の主に左側になりますがこのBの区域、それから、下のほうにM18とありまして、黄色い線で囲んでおりますけれども、ここの区域が現在立ち入り禁止区域というふうになっております。

なお、新たに噴気を確認しましたことから、4月14日に手動測定を開始しましたM20というポイントがございます。このポイントにつきましては、ポイントの横を県道1号が走っておりますけれども、ここに駐停車をできるスペースがございます。このため、先週の金曜日の夜間から、M1ですとか、M12の横に黄色の線でバツ印がしている線があると思います。これは、駐車停止用のバリケードを設置している箇所を示しておりますけれども、ここと同様に、M20の横のポイントにつきましても、駐停車ができないようにバリケードを設置したところがございます。資料の修正が間に合わずに大変申しわけございません。

2の今後の対応でございますけれども、引き続き、この自動測定と手動測定を組み合わせた火山ガスの測定を実施いたしまして、測定結果を関係機関で情報共有するとともに、ホームページで公表し、登山客や観光客への注意を呼びかけてまいりたいと思います。

また、必要に応じまして、火山ガス専門家の助言を受けながら、地元のえびの市ですとか、その他の関係機関と連携して、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○二見委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○中野委員 確認をしておきたいと思うんですが、今説明された火山ガスのこの監視の状況はよくわかりましたが、けさのテレビニュースでは山体がちょっと膨張したような内容だったんです。何か噴火の危険性や予兆とか、そういうのはあるんですか。

○藪田危機管理局長 昨日の19時20分に気象台

のほうから発表されたものによりますと、硫黄山の南西にあります観測の傾斜計におきまして、一部硫黄山方向の隆起する傾斜の変動が見られたということが報道されておりますけれども、現時点におきまして、その他の傾斜計には特段の変化が見られないことや、地震あるいは火山性の微動については、特段の変化がないということで、現在敷かれている規制について、現時点ですぐに変更するとかいうことには至っておりません。

○前屋敷委員 個人情報ということで、新たに2月議会で追加をされたんですけれど。これは、本県独自の住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務の一つのようなんですけれど、この個人番号独自利用事務というのは、宮崎県が独自に取捨選択できるものなんですか。

○横山市町村課長 この個人情報の独自利用事務につきましては、法律で定めている利用事務に加えて、都道府県が定めることによって利用できる事務ということで、条例によって定めることができることになっているんですけれども。本県では、最初に条例をつくったときに、この36ページの表にあります7つの事務を掲げておりましたが、今回、2月に8が追加されたところです。これにつきましては、ほかの県でも同様に、独自利用事務と定めているところもありまして、申請者の方の利便性の向上とか、それから、事務の効率化ということもありまして、九州・沖縄ではほかに3県が独自利用事務としてるところです。

○前屋敷委員 今後この取り扱い事務はふえていくということは予想されるわけですね。

○横山市町村課長 そうです。ただ、法律でたくさんの事務が規定されているところですので、そうたくさん上がってくるということはないか

もしもありませんけれども、見直していく中で少しずつふえていく可能性はあると思います。

○前屋敷委員 個人情報にかかわることなので、非常にそこは気をつけてといたしますか、やっぱり細心の注意をはらって情報が漏えいしないこととか、そういうことが非常に大切だと思うんですけど、その辺の手だてはなされているんでしょうか。

○横山市町村課長 このマイナンバー制度につきましては、直接は情報政策課のほうで担当しておりますけれども、マイナンバー制度につきましても、また、この住民基本台帳ネットワークシステムについても、個人情報を、セキュリティを守るといことは非常に重要なことですので、それに関しては、各行政機関で万全の対応をしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 西白杵支庁の県職員の皆さん方が伝達参集訓練をされるのを見たんですけども、最終的には、自治体、市町村とどううまく連携できるかというのが。県職員だけではなくて、そこあたりをやはりうまくやらずと、県職員だけで全てが完結するわけでもないの、今後において、そのあたりを訓練の中でどう考えておられるか。

○藪田危機管理局長 今週実施いたしましたのは、あくまで県職員の伝達参集訓練ということですけども、今後の訓練につきましては、緒嶋委員からの御指摘のとおり、当然、県と市町村、それから、その他のいろんな関係機関が連携して対応するということが肝要ですので、市町村の職員の方も含めて、図上訓練、それから、自助の訓練も実施してまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 いざというときは、やっぱり訓練以上のことは実際できんと言われておるわけ

す、何でも。やっぱり訓練の重要性を考えた場合には、そこ辺をうまくやられることが、住民をいかに守るかということだから、十分連携をとりながらやってほしいなど。熱心にやられていたことには敬意を表したいというふうに思います。ありがとうございました。

○蓬原委員 39ページの硫化水素について、常時監視を行ってホームページ等で公表で、注意喚起とあるんですが、この硫化水素がどう人体に影響を与えるのかと。例えば、この界限に近づいた人たちが、そのガスを吸い込んで、ぐあいが悪くなったときに、これは硫化水素だから近寄ってはいけないよという自己判断なのか、そういう意味で、どういう症状が出るんですか。

○藪田危機管理局長 硫化水素による人体への影響ということですけども、火山ガスによる被害の主たる要因がこの硫化水素だというふう言われております。通常、低いレベルですと、この硫化水素そのものは無色で、玉子が腐ったような悪臭を放つというふう言われておりますけれども、これが怖いのは、ある程度低濃度であっても麻痺すると臭いを感じなくなること、それから、高い濃度の場合は、そもそも臭いを感じない可能性があるということで、このガスの高い濃度のところに、知らず知らずのうちに入り込んで、呼吸が麻痺するというか、呼吸中枢をやられてしまうことで、亡くなってしまうというようなケースもあると聞いております。

○蓬原委員 例えば、呼吸困難だったり中枢神経がやられることによって感覚がなくなるといことかな。自覚症状というのはなかなか感じにくいものですか。

○藪田危機管理局長 濃度が低い段階で悪臭を感じたところで、それを避けるということをし

ないと、先ほど申し上げましたように、感覚が麻痺するなりして、知らずのうちに呼吸困難に陥るということがあると聞いております。

○**蓬原委員** わかりました。結構です。

○**中野委員** またもとに戻りますが、県の防災訓練、この概要の中に書いてある、防災機関とはどこを指しているんですか。

○**藪田危機管理局長** 中野委員がおっしゃったのは、概要のところの図上訓練や総合防災訓練にあります防災機関等ということだろうと思えますけれども、ここには、国や警察や消防ですか、それから、当然市町村も入ってまいると思いますし、そういった、いわゆる危機事象に関連するような機関がもろもろということになります——済みません、少しつけ加えさせていただきます。

防災機関等と申し上げるのは、指定の地方公共機関と言われているところで、先ほど申し上げたのと、赤十字ですとか、そういった機関も入ってまいります。

○**中野委員** 自衛隊は入らんとですか。

○**藪田危機管理局長** 自衛隊も含まれます。

○**中野委員** 実際災害が発生したり、畜産関係で口蹄疫とか、鳥インフルが発生した場合には、自衛隊がかなり主力で応援にきてやります。だから、自衛隊にかなり頼るところが大きいと思うんですが、今、朝鮮半島がいろいろおかしいというか、きな臭いというか、大きな動きがあります。万が一、戦争状態とか、それに近い状態になった場合に、災害が発生したり、口蹄疫が発生した場合は、応援を頼んでも自衛隊は来ないと思うんです。だから、自衛隊が応援に来ない状態での防災訓練とか、そういうのをしておかないと意味がないんじゃないかなと思うんです。自衛隊の役割というのは国防にあるわけ

ですから、災害のことも大きな要素を占めていると思うんだけど、万が一のときには、日本国土とか国民を守るために、その前線に出ているわけですから、そういうときに災害が発生した場合、そのときのことも想定する必要に迫られているときではないかなと思うんです。

だから、そういう状態で発生しても、災害を少なくしたり、あるいはすぐ対応できて、いろいろとできるようなことをすべきだと思うんです。国民保護法というのができて、そのためのことが、ひところは一生懸命やっておったんですが、最近余り聞かないです。だから、自衛隊に頼らないというと語弊がありますが、そういうさっき言ったような状態のときはどうかということもしておく必要があるんじゃないか。そのことが本当の危機管理だと思うんです。そのときのイニシアチブはやっぱり県がとって、県土を守ったり、県民を守る必要があるんだと思うんです。そのことも県民はよく承知して、いろいろ対応する。やっぱり公助、共助、自助ということを盛んに言った時期もあったんですが、そのときの立場とはどういうことかというところ、自助はどうせんといかんか、共助はどうせんといかんかということ、きちんと知っておくべきだと思うんです。その訓練の必要性があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**藪田危機管理局長** いろんな事態を想定して、やはり、日ごろからの備えというものは行う必要があると考えております。この資料で示しております訓練につきましては、先ほど申し上げたように、自衛隊も含めた形での訓練を実施させていただく予定にしておりますけれども、中野委員から御発言があったような、有事の際に自衛隊に頼れないということも想定しておく

べきではないかという御指摘については、当然そういうことのケースとしてあり得るものですので、それについては、今後またどういう形で訓練を実施していけばいいのか。まずは、いずれの場合についても、やはり、自助、共助という部分が大変重要になってまいりますので、そういったことも含めながら今後また検討してまいりたいと思います。

○中野委員 自衛隊が来ないことを前提に話しましたが、戦争状態になった場合には自衛隊は来ないんですね。それでも来るんですか、そのことだけを確認はしておきたいと思うんですが。

○藪田危機管理局長 正直申し上げて、有事の場合もどういう形でそういう状況になっているかによっても対応が違ってくるのかなというふうに思っておりますので、この場で一概に対応ができるできないというのはなかなかお答えするのは難しいと思っております。

○中野委員 けさの新聞で、朝鮮半島からロケット弾が来た場合の対応というのは、国の動きを見ながら云々という知事のコメントが出ていましたが、まあ悠長だなと思いました。国のこともやっぱり前提にしながらせんといかんけれども、県民を守るのはやっぱり知事がトップですから、こういうときにはこうだということを、国の動きよりも先んじてする体制をやってほしいなと思うんです。そういうところから、今ちょっとそう思って質問したところでしたので、何かきちんとした整理をしておってほしいなど。県民が迷わないように、県民が被害を被らないように、最小限度に抑えるようなことを、日ごろから研究、検討して、また、訓練をして、そういうことが発生した場合には、速やかにそういう対応ができるようにぜひお願いしておきたい

と思う。今年度中にその辺の計画もこの中に入れてやってほしいと思うんです。よろしく願いしておきます。

○松村委員 1点だけ。38ページの県民一斉防災行動訓練の中でシェイクアウト訓練ということを書いてますけれど、どういう訓練なのかがちよっとわからなかったんで御質問します。

○藪田危機管理局長 このシェイクアウト訓練というのは、地震等に備えて、全国的に同じタイミングで実施する訓練でございますけれども、具体的に申し上げますと、例えば、県でいうと執務中に地震が発生したということ想定して、まずは身をかがめ、そして、頭や体を机の下に潜り込ませるなどしてカバーし、地震の揺れがおさまるまできちっとじっとしておくというようなことを、実際に同時刻にいろんなところで実施するという訓練でございます。昨年度も県内で、必ずしも同じ日ではありませんけれども、約6万人の方がこのシェイクアウトの訓練に参加をいただいております。

○松村委員 アウトって揺れから逃げるということですね。

○藪田危機管理局長 このシェイクアウト訓練は、恐らく外国でそもそもスタートしたものだと思っておりますけれど、シェイクですから、地震をぶっとばせみたいな意味のネーミングだと思います。ただ、実際は、先ほど申し上げたような行動で訓練をするというものでございます。

○松村委員 ということは、これは、あくまでも、全体的に、組織的に何か動くというんじゃないくて、この日にある時間に想定しないような時間帯に突然全国ベースでJ—A L E R Tじゃないけれど、何かが鳴ると。そしたら、県民一斉に避難したり、対応をとるような訓練ということですね。ちょうど同じ日じゃないけれど、

その2日前には、総合防災訓練というのが津波対策で大きなのがあります。だから、これリンクしてて、この日は防災ウィークじゃないけれども、非常に皆さんも忙しいのかなと、県民の皆さんも防災の訓練で忙しいのかなというふうに思ったもんだから、リンクはしてないということですね。

○**藪田危機管理局長** 松村委員がおっしゃったように、直接リンクをしているものではございませんけれども、このシェイクアウト訓練そのものは簡易にできるということで、行政機関のみならず、企業や県民の方に広く呼びかけて、賛同いただける方に参加していただくというような形をとっております。

○**松村委員** 了解です。

○**河野委員** ちょっと勉強させてください。本庁の組織の中に、総務課長から流れる中で、ファシリティマネジメント推進担当というのがあるんですが、この後、業務内容とかには、この横文字が一切出てきてないんですけれど、その説明をお願いします。

○**丸田総務課長** このファシリティマネジメント推進担当といいますのは、昨年度の4月からこの名称になっておりまして、その前は、財産活用担当というような形でありましたけれども、やはり、昨年度に公共施設等総合管理計画というものを立てまして、庁舎の有効活用でありますとか、そして、財政改革に基づいて、今後の財政負担の軽減化を図ろうという計画を推進することで、この名称を現在使っておるところでございます。

○**河野委員** じゃあ例えば8ページの課の分掌事務の総務課の中でいうと、(11)ということでしょうか。

○**丸田総務課長** 具体的にいきますと、この11

番の公共施設等総合管理計画に関するところでございますとか、あるいは8番の県有財産の火災保険に関する事とか、9番の行政財産の管理の総合調整に関する事等々が入ってまいります。

○**河野委員** 例えば10ページの29年度主要事業の概要の中でいうと、下から2番目、3番目がかかってくるということでしょうか。まだありますか。

○**丸田総務課長** このファシリティマネジメント推進担当で所管するのは、主に下から2番目の公有財産管理費になってまいります。一番下の県有施設災害復旧費につきましては、庁舎管理担当とファシリティマネジメント推進担当が連携して行い、予算執行はファシリティマネジメント推進担当が行います。

○**二見委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** それでは、以上をもって総務部を終わります。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

○**二見委員長** 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の二見でございます。一言御挨拶申し上げます。

昨年度に引き続きまして、同じ要職を務めることになりました。どうぞよろしく願いいたします。1年間、質疑を拝聴しながら思ったことは、今、非常に宮崎県の中でも、今後県をど

う動かしていくのかの大きな転換期にあるのかなという感じもいたしますし、それだけ非常に大きい決断が今県のほうに求められているんだなというふうに感じておりました。昨年度の議論の延長がまだあるかと思いますが、引き続き、円滑な、そして、実のある委員会運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主査でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部長の日隈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策部は、御案内のとおり、経済・雇用対策、地方創生、そして、総合交通網や物流、中山間を初めとする地域政策、多様な主体による協働の推進、また、県政情報の効果的な発信など、幅広い分野で県民生活と密接につながる業務を所管するほか、知事部局の庁内の総合調整を担っております。

今年度は、県総合計画アクションプランの折

り返しを迎える年でありますので、人口減少問題に改めて真正面から向き合うとともに、市町村や企業とも連携を図りながら、未来志向の地方創生の推進に職員一丸となって、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様方の御指導と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

総合政策部の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、政策推進担当次長の井手義哉でございます。

県民生活担当次長の鶴田安彦でございます。

総合政策課長の松浦直康でございます。

秘書広報課長の横山浩文でございます。

広報戦略室長の吉村達也です。

統計調査課長の和田括伸でございます。

総合交通課長の小倉佳彦でございます。

中山間・地域政策課長の奥浩一でございます。

産業政策課長の重黒木清でございます。

生活・協働・男女参画課長の弓削博嗣でございます。

交通・地域安全対策監の最上川周一です。

みやざき文化振興課長の川口泰夫でございます。

記紀編さん記念事業推進室長の米良勝也です。

人権同和対策課長の工藤康成でございます。

情報政策課長の蕪美知保でございます。

最後に、県議会担当の総合政策課調整担当主幹の津田君彦でございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の目次をごらんください。本

日は、目次のⅡからⅣにありますように、総合政策部の組織、分掌事務、当初予算についての御説明と、そして、Ⅴのその他の報告事項に記載のとおり1件報告事項がございます。順次説明していきたいと思っております。

では、2ページをお開きください。

総合政策部の組織一覧表を記載しております。総合政策部は、本庁が10課2室、出先が4機関で構成しております。このうち下線部分は昨年度からの変更点でございます。

まず、資料の中ほどの産業政策課でございますが、これは、前身のフードビジネス推進課のこれまでの成果をもとに、さらに全庁的な産業・雇用政策に係る企画立案や総合調整機能を担う司令塔として組織改正したものであります。

次に、その2つ下でございますが、平成32年度に本県での開催が内定しております国民文化祭に向けて準備体制を構築するため、文化文教課をみやざき文化振興課としまして、そして、同課内に国民文化祭担当を新設しております。

また、記紀編さん記念事業と、その集大成となります国民文化祭の開催準備を一体的に推進するために、記紀編さん記念事業推進室を商工労働部の観光推進課から、みやざき文化振興課に移管しております。

さらに、その下でございますが、マイナンバー制度の取り組みに加え、さまざまなデータの利活用により、広くICTを活用した地域活性化を推進するため、情報政策課内にマイナンバー制度担当をICT利活用推進担当と班の名前を改称しております。

これらの組織体制を整えまして、より効果的・効率的に施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、3ページから5ページにかけては、

本庁各課の所管業務を記載しておりますが、これらにつきましては、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、6ページをお開きください。

総合政策部の平成29年度一般会計当初予算についてでございますが、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、130億4,391万円でございまして、28年度、昨年度当初予算と比較して2億7,394万1,000円の増、率にして102.1%となったところであります。

また、特別会計でございますが、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算額につきましては、その下の表にありますように、今年度は711万1,000円でございますが、昨年度当初予算と比較して1,074万9,000円の減、率にして39.8%となっております。

一番の下の欄、一般会計と特別会計を合計いたしますと130億5,102万1,000円となりまして、前年度と比較して2億6,319万2,000円の増、率にして102.1%ということになっております。

次に、事業の概要の関係でございますけれども、7ページをごらんいただきたいと思っております。

平成29年度の総合政策部に関する主な重点施策関連事業等を整理しております。

まず、1つ目の柱、枠囲みにしてありますけれども、人口減少対策と中山間地域対策の強化につきましては、本県の人口減少対策における最重要課題であります若者の流出抑制や、持続可能な中山間地域における暮らしづくりについて取り組むものであります。

まず、①の若者の県外流出の抑制とUIJターンのさらなる促進でございますが、本県の魅力の発信や受け入れ体制の強化による移住・UIJターンのさらなる促進や奨学金の返還支援に取り組む企業等への支援などによりまして、

本県への人の流れを創出し、若者の定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、②でございます。都市との交流促進でございますが、都市との交流人口や企業間取引の拡大等を検討いたします地方創生フォーラムの開催や、音楽を通じた川崎市との協働により、相互交流の促進を図ることとしております。

次に、③でございます。子育て支援とワークライフバランスの充実強化でございますが、女性が能力を発揮できる環境づくりや働く女性の活躍を推進するためのみやざき女性の活躍推進会議への支援等に取り組んでまいります。

④でございます。持続可能な中山間地域の暮らしづくりでございますが、地域の路線維持や沿線活性化に向けた支援、中山間地域におけるみやざきジビエブランドの確立、そして、次の8ページに入りますけれども、地域の実情に応じた持続可能な仕組みを構築する住民主体の取り組みに対する支援などを実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の柱でございますが、世界ブランドのみやざきづくりの推進についてでございます。本県の豊かな自然や伝統文化などを生かした世界ブランドへの登録やこれを生かした地域活性化、また、文化・スポーツを通じた地域づくりを進めるものであります。

まず、①でございますが、発信力の強化と地域の誇り、郷土愛の醸成でございますけれども、今年度、平成29年度中にユネスコへの登録見込みでございます祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを生かした情報発信等により、地域住民の誇りの醸成や、一層の観光・地域振興を図ることとしております。

次に、②でございますが、新たな地域資源の掘り起こしや再評価でございますが、県内各地

に点在いたします地域資源の新たな掘り起こしや、地域資源ブランドに係る情報の、全県的な共有体制の構築、また、著名な映画監督による神話の源流みやざきのブランドイメージを高める映像制作やその発信等に取り組んでまいります。

次に、③文化・スポーツの振興でございます。国民文化祭や東京オリパラ文化プログラムを有効活用しながら、文化活動の機運醸成を図る事業や、平成32年度の本県での国民文化祭開催に向けた実行委員会の設置、基本構想の策定、そして、広報活動などに取り組むことといたしております。

次に、9ページをごらんください。

3つ目の柱でございます。成長産業の育成加速化と新たな産業づくりについてでございます。

良質な雇用の確保と地域経済の活性化を図ることといたしまして、フードビジネス、医療機器産業などの成長産業の育成加速化や、産学金労官が一体となって企業・産業人財の育成などに取り組むとともに、次の時代の本県産業をリードする新たな産業づくりを進めるものであります。

その中で、①でございますけれども、本県の強みや特性を生かした成長産業の育成加速化でございますけれども、産学金労官が連携いたしまして、戦略的で一貫した企業支援を実施することで、本県の成長産業や情報通信、観光関連産業の育成加速化と雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、②でございます。産学金労官が一体となったサポート体制の充実でございます。宮崎で学び、宮崎で働くことの機運の醸成や、地域経済をリードする将来の宮崎を担う産業人財や起業人材の育成等に産学金労官が連携して取り

組むことで、若者の定着・確保につなげてまいりたいと考えております。

なお、10ページから12ページにかけては、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の重点推進事業に基づき主な事業を整理いたしております。

続きまして、その他の報告事項でございます。

冒頭申し上げましたが、今回は、県内市町村の消費生活相談窓口の共同設置についての1件の報告事項がございます。詳細は、この後、担当課長から御説明いたします。

なお、最後ですが、お手元に宮崎国際音楽祭のパンフレットを配付させていただいております。今回で22回目を迎えます宮崎国際音楽祭でございますが、今週28日のえびの市文化センターでのサテライト公演を皮切りに、17日間の日程で開催いたします。クラシック音楽の演奏会のほか、著名人を迎えたトークコンサートや500円のワンコインで楽しめるコンサートなど、親しみやすい音楽祭を目指した取り組みも行うこととしていただいております。お時間がございましたら、委員にもぜひ足をお運びいただきたいというふうに考えております。

冒頭、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 委員会資料の13ページをお開きください。

県内市町村の消費生活相談窓口の共同設置について御説明いたします。

まず、1の(1)共同設置の経緯ですが、①の国の支援強化としましては、消費者問題が複雑・多様化し、高齢化が進む中で、消費者の安全安心を確保するため、消費者庁におきまして、平成27年度以降、消費者行政推進交付金による市町村の窓口整備、相談員配置等に対する支援

が強化されております。

これを受けまして、②の県内市町村の取り組みとしまして、インターネット関連の被害など、さまざまな地域住民の消費者トラブルに対処するため、平成27年度と28年度において、相談窓口の共同設置に向けた近隣市町村による意見交換や協議が実施されました。

この市町村の動きに対する③の県の取り組みとしましては、共同設置に向けた市町村間の意見交換等の調整を行うとともに、消費生活相談員の確保及び資質向上のための養成講座や県消費生活センターでの実務研修等を実施したところであります。

その結果、(2)の相談窓口の設置状況であります。表にありますとおり、市町村消費生活センター等の数が29年3月までは、宮崎、都城、延岡など6市町が単独設置している6カ所でありましたが、この4月からは全ての市町村が共同設置を行う協定を締結したことにより8カ所となり、市町村消費生活相談員も13人から19人と6名増員となったところです。

表の下の地図をごらんいただきたいと思います。左側が29年3月まで、右側が4月からの相談窓口の設置状況であります。3月までは、左側の地図の白色の市町村については、消費生活相談員が配置されておりましたが、この4月からは、全市町村で、地域ごとに消費生活相談員が配置され、相談窓口が共同設置されております。

ここで、別添のパンフレット、この色刷りのものをごらんいただきたいと思います。

共同設置した地域ごとに色分けをしております。北から、延岡・西臼杵地域は延岡市、日向・入郷地域は日向市、宮崎・東諸県地域は宮崎市などといった形で共同設置の協定を締結した

ほか、これまで相談員の配置のなかった西諸県地域と西都・児湯地域では、新たに相談員を配置しまして、共同で相談窓口を設置したところでもあります。

なお、都城・三股地域については、都城市・三股町それぞれに既に相談窓口は設置されておりましたが、4月から、住民がどちらの消費生活センターでも利用できるよう相互利用の協定を結んだところでございます。

もう一度、常任委員会資料13ページにお戻りください。

一番下の2の今後の取り組みでございます。県といたしましては、市町村に消費者行政推進交付金補助金を交付するとともに、県消費生活センターによる市町村相談窓口への巡回訪問、実務研修の受け入れ、資質向上研修等を行いまし、共同化した相談窓口の体制整備や円滑な運営を支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明は終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 今の消費者生活相談窓口についてですが、この三股町のセンターが都城の近くにできました。これは、三股町独自でやったからこんなふうになったということなんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 三股町につきましては、既に独自に相談窓口を設置されていたということでございまして、経緯としましては、平成22年に三股町は設置をされております。一方、都城市につきましては、その前の年、21年に相談窓口を設置しているということでございます。

○中野委員 ということは、ほかの各市町村もそれぞれが窓口をつくらうと思えば、こういう相談センターがつかれるということですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 単独でつくることも可能でございますが、財政面等もあり、なかなか進まない状況もございまして、国のほうで支援強化ということで、27年度以降、共同でつくる仕組みをつくったというところでございます。

○中野委員 この三股町も県がお金も含めて大分支援しているということですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 国の消費者行政推進交付金が交付されておりまして、人件費の2分の1は国が支援をしているというところでございます。

○中野委員 町が積極的でこうなったと思うんですが、例えば、児湯郡であれば高鍋ですよ。児湯郡全体では高鍋に行かないと相談ができないということですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 実際の相談窓口の面談ということであれば行かなければならないんですが、そもそも消費生活の相談という今までの状況を見ますと、85%はまず電話相談というふうなことでございます。まずは電話していただきましてやり取りをして、そういう面談まで必要ということであれば来ていただいてというふうな形になるのが通常でございます。

○中野委員 電話が85%ということでしたが、やはり、その地区にあるかないかはかなり違うと思うんです。ふやそうと思えばどどんふやすことができるかと理解しとっていいんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 西都・児湯地区で、もう少し補足しますと、巡回訪問というのを行う予定でございます。月に1回、各市町村に行って巡回訪問をするというのが一つでございます。今、御質問いただきましたほかの市町村ということでございますが、現在、4月の時点では共同設置でございますので、この形

で当面は進んでいくものと思います。

○中野委員 ほかの市町村でふやそうと思えばふやせるんですか。ただ、それだけを聞いています。

○弓削生活・協働・男女参画課長 協定を変えまして、単独で状況によって設置することが必要だという判断をされた場合には単独で設置することも可能でございます。

○前屋敷委員 関連してですけれど、この窓口の設置、この周知徹底といえますか、広く利用していただくために、どのような形で県としては徹底をさせるのか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 まず、本日もお配りしておりますこのチラシみたいなものですが、これについては、本来ポスターでございまして、さまざまな箇所にポスターを掲示しているのがまず一つでございます。

それと、開所式を行われたところが全体の中で、日向地区であったり、また、西都・児湯のこの2カ所でしたが、これにつきましては、県のほうでまとめて、県の記者室に投げ込んで情報を提供しました。その結果、宮日等の記事にも既になっているところでございます。

また、チラシにつきましては、さまざまな消費生活センターでつくっておりますチラシとかパンフレットございますので、そこに一覧表は必ず掲示して広報を進めていきたいと思っております。

○前屋敷委員 そういう徹底もあるんですけど、やはりごく身近にその場所で、電話番号がわかるというものがないと、ポスターで張ってそれを見て、さあ何かあったときにということにはなかなかならないんで、その辺はやっぱりもう少し丁寧に知り得ることができるような工夫をちょっとしていただきたいなと思います。

○弓削生活・協働・男女参画課長 県のほうも、当然各市町村のほうでも広報紙であるとか、特に被害の多い高齢者に関係する社会福祉協議会であるとか、そういう高齢者の見守りをされている団体であるとか民生委員の方だとかに対して、各市町村からこういう窓口ができましたよということを継続的に周知していただく広報紙なり、チラシをつくるなりというところでやっていただけたと思います。

それに、各市町村において希望をとるんですけども、共同でそういうチラシを県のほうでつくってほしいということであれば、県のほうでつくっていくような取り組みもしていくということでございます。

○前屋敷委員 せっかく窓口が広がったわけですから、大いに利用促進が図られるようにぜひお願いしたいと思います。

○蓬原委員 久しぶりの総務政策常任委員会なものですから、いろはのいの字の質問かもしれませんが、この産業政策課、いろんな事業がありますよね。組織上、ここにあるんですが、これは、商工観光労働部の産業振興課がこっちに移ってきたのか、それとも、同じような政策がリンクして行われているのか、その辺のいろはのいの字のところを教えてください。

○重黒木産業政策課長 今回4月からフードビジネス推進課の組織改正で産業政策課ということになったところでございます。これは、従来、当部で所管してましたフードビジネスと、それ以外の成長産業の支援策、それから、産業人材の育成の施策を引き続きここでやっていくということございまして、商工観光労働部でやっておりました業務は、引き続き商工観光労働部でやっておりますので、所管業務が変わるわけではございません。ただ、我々の業務としまして

は、従来あった業務に加えまして、全庁的な総合調整もやれということになりましたので、例えば、最近ですと、特に産業間共通の課題ということで、人材の確保とかは、商工業、農林業も含めて、産業間共通の課題になってきております。それとほかにも、産業間の垣根が非常に低くなっておりまして、例えば、農業と福祉の連携ですとか、医療と工業の医工連携とか、そういった連携の取り組みも大分出てきておりますので、それを部局間で連携してやっていくというふうな業務もございます。そういった調整業務とかを、従来の業務に加えてしっかりやっていくということで所管しているところでございます。

○蓬原委員 ということは、ここに今具体的に事業がありますけれど、例えば、プラットフォームをつくるとか、これは向こうでも掲載されている、こちらでも掲載されているという話かな。

○重黒木産業政策課長 このプラットフォーム、委員会資料の9ページにございます一番上の事業でございますけれども、成長産業育成雇用創出プロジェクト推進費ですとか、その下の地域活性化雇用創造プロジェクト、こういったものにつきましては、当課で予算計上してしておりまして、当課で直接執行する部分としましては、基盤となるようなところ。例えば、フードビジネスアカデミーですとか、フードビジネス相談ステーションの運営、あるいは各種コーディネーターをうちで雇って相談業務をやるとか、そういったところを当課で直接所管しておりますし、このお金を使って、関係各部に予算を分任しまして、例えば商工のほうで事業をやったりとか、農政のほうで事業をやったりとかということで、それぞれ関係各部の業務に対してもこのお金の

ほうから支援しているということでございます。

○蓬原委員 予算書としては、この総合政策部のほうに、今ここにある事業は計上されるということですね、当初予算のときは。

○重黒木産業政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○中野委員 事業の概要のことでお尋ねしたいと思うんですが、重点施策が大きく3つあるんですが、その1番目が人口減少対策と中山間地域対策の強化ということで、大変時宜を得た、的を射た事業だと思うんです。それで、このUIJターン移住者が1年間に何人が来るということを想定して、事業を設定されたものか、この目標値を教えてくださいませんか。

○奥中山間・地域政策課長 平成28年度につきましては、200世帯という目標を立てておりまして、それにつきまして、まだ3月末の実績が出ておりませんが、昨年の12月末の実績を申し上げますと268世帯ということでございます。3月末はまだ集計できておりませんが、目標は達成しているということでございます。

○中野委員 それは、昨年度の数値ね。

○奥中山間・地域政策課長 済みません、28年度の数字でございます。

○中野委員 29年度は幾ら、何人。

○奥中山間・地域政策課長 29年度につきましては、*250世帯を目標にしております。

○中野委員 それで、250世帯というのは、宮崎県全体でその数字の実績が上がれば、この事業は成功したというか、目標は達成したということになるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 250世帯というのは県全体の目標数値でございます。ただ、委員がおっしゃるとおり、その250世帯クリアすれば、

※次ページに訂正発言あり

もう県全体でその人口減少対策、万事うまくいっているかということではもちろんありませんが、一定の目安といたしまして、29年度は、28年度よりはもう少し頑張ろうということで250世帯という目標をつくっております。

○中野委員　そういう全体で達成すればということに県としてはなるんだと思うんですが、中山間地域への対策、このことも移住者のことをやっぱり入れてやっている事業なんでしょう。宮崎県で、今の26市町村でピーク時と比べて人口が一番減ったのが、西米良村が6分の1ぐらい、椎葉、諸塚あたりが5分の1ぐらいということで、いまだに減っています。そういう中山間地の山間地と言われるところは、かなりこれからも減ると思うんです。そういう市町村ごとのこの1年間で何名とか、そういう目標はないんですか。

○奥中山間・地域政策課長　市町村ごとに総合戦略をつくられてまして、市町村ごとにはそれぞれ世帯数ですとか、あるいは人間の数ですとか、あるいは相談件数ですとか、人口減少対策の目標は一応つくっておりますが、県としては、それらを全部市町村ごとに積み上げてという数字はつくっておりません。

済みません、それとちょっと訂正をさせていただきます。私、平成29年度の目標は250と申し上げましたが、300でございます。失礼しました。

○中野委員　そう言われたけれど、本当は市町村ごとに細かくこの目標を設定してほしいなと思うんです。県全体で300を達成したから、この事業は成功したじゃだめだと思うんです。市町村ごとに、例えば、椎葉村は3世帯なら3世帯とか。そうしないと、人口減少対策と中山間地域対策の強化とは、中山間を入れてやっている

わけだから、宮崎市だけで例えば350ふえたから成功しましたじゃあ意味がないと思うんです。もっと具体的にしてほしいと思います。そのことが、書いてあるわけだから、やっぱり市町村ともタイアップしてほしいと思うんですが。

○奥中山間・地域政策課長　市町村とも、毎年度の連携会議を開催しておりますし、県だけでこの数字を達成しようということではございません。もちろん、委員がおっしゃるとおり、市町村の積み上げが県の全体の数字になってまいりますので、そこは、また市町村とも十分協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○中野委員　我々は、議長と一緒に、去年の暮れでしたが、鹿児島県の十島村に行ったんです。前回にも行ったと思うんですが、あそこは、国勢調査のレベルで、日本で人口増加率が2番なんです。十島村に言わせると、日本最後の秘境という説明をされました。その日本の最後の秘境であっても、日本で2番目の人口増加率なんです。だから、宮崎県の椎葉も秘境という言葉を使われる、何か見たこともありますけれども、そういう山間地域、宮崎県の人口が減って、村の維持がどうにもならんというところ、そういうところに300の細かな数字を当て込んで、全部の市町村がそれをクリアするということを目指してほしいんです。300を達成したから、目標を達成したじゃあ意味がないと思うんです。ここにわざわざ中山間地域対策の強化と大きく書いているわけだから、この中山間地域をどうするかという、細かな目標設定をし直してほしいなと思うんです。次の議会には、そういう細かな市町村ごとに、300の割り振りはどうしましたということと、去年が268世帯と言われたか、その実績がどうであったか、市町村ご

とにはどうだったかということをお報告してほしいと思います。

○奥中山間・地域政策課長 268世帯、昨年の12月末の数字でございますが、市町村ごとの数字、我々も市町村ごとに数字を把握していかないといけないということは考えておきまして、今年度からは、市町村ごとにきちんと数字を出せるように準備はいたしておるところでございますが、昨年度までの数字、実績につきましては、市町村によりましては、余り数字が伸びてないというところは、なかなか外に数字を出してほしくないというようなこともございますので、資料につきましては十分に検討させていただきたいと思っております。

○中野委員 いや、268という数字がまだ概算みたいな数字だったけれど。わかっているのに、そこがどこの市町村にいったかの把握ができていないような、あるいはそれを発表できないようなふうに聞こえましたが、おかしな言い方です。268がわかっておけば、どこにUターン、Iターン、移住をされたかということがわからないんですか。

○奥中山間・地域政策課長 もちろん市町村の窓口を通じて上がってきた数字もございますが、ほかにも、例えば、商工観光労働部が所管している宮崎ふるさと人材バンクを活用して本県に移住してきた方につきましては、全体の数字は把握しておるんですが、宮崎の企業に就職したけれども、どこの市町村に移住したかということまでは把握していない数字もございますので、そういうことも含めまして、また調査させていただきたいと思っております。

○中野委員 何か今の言い方は、268の証明がつかないというふうに聞こえましたが、その数字をもって目標を達成しました、200の目標が268

人でしたというのにはならないと思いますが、そういう数字は曖昧過ぎます。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) この移住の268の数字でございます。もともとこの数字は、県が設置しましたUIJターンセンター、これは東京と宮崎駅前に設置しましたが、ここでの紹介、あるいは、今、課長のほうが申し上げましたふるさと就職相談に基づいて県内に移住された方の数字を上げています。でも、現実にはそれ以外に移住されてこられる方はまだまだたくさんいらっしゃるということで、その数字の把握の仕方そのものについては、我々も課題があるというふうに考えておきまして、どうやってその移住者を把握していくかということ、市町村といろいろ議論を今しているところであります。

中野委員がおっしゃるとおり、この268の数字、きちんと整理がなされているのかという問いかけに、課長のほうから少し曖昧な答弁をさせていただきましたけれども、課長の答弁のとおり、少し曖昧なところがあるということも事実でございます。このところも改善をしていかなければならないということで、昨年度から関係課と協議をしているところでございます。反省すべき点は多々ありますので、そこを踏まえながら数字の精査に努めてまいりたいと思っております。

もう一点、市町村ごとの移住者数の目標値でございますが、県の人口ビジョンの目標値、2060年の80万人超という数字がございます。これにつきましては、それぞれ市町村の推計値等は行っております。もう一点申し上げますと、先ほど課長の答弁にありましたように、市町村ごとに、やはり人口ビジョンを持ってまして、そこと数値が一致しているかということ、そういうわけでもない。市町村は市町村ごとにそれぞれ自分の目

標値を決めております。この点につきましても、今年度から市町村ともっと突っ込んだ議論をしたいと考えておまして、昨年度の当委員会でもちょっと答弁させていただきましたが、それぞれの市町村の集落を見たような形での意見交換をして、この町は、この村はどのぐらいの人口をどの程度にしていくのだと、そのためには、何世帯、何人移住をさせていくんだというふうなところまで今年度から議論をして、新たに中山間地域政策の今後のあり方について示してまいりたいと考えております。

ことしいろいろやるべき課題はあるというふうに認識しておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中野委員 移住・U I J ターン、曖昧だと認められましたが、そこはきちんと定義を整理してください。そうしないと、勝手に数字ばかり上がってきたって、268、それを認めるわけにはいきませんから。さっき課長は、企業の云々ということも言われました。企業なんか、県外から来ている企業もたくさんありますから、その異動でこっちに来たから、それも数字に上げましたじゃあいけませんから、永住するということが本当の数字だと思うんです。企業の都合で人事異動でこっちに来ましたというのはかなりの数字があります。だから、それをはっきりと分けるとするのは難しい面もあるとは思いますが、そんな数字が268に入っておれば、それは、268はもう認めるわけにはいきませんから。そこ辺も含めて整理して、本来の意味での移住、Uターンしたの、Iターンだったのということ、そして、この宮崎のよさにほれ込んで、宮崎に永住して、農林漁業を含めずとここに住むという数字を見せてほしいと思うんです。だから、

えびのみたいな中山間地域もありますが、特に山間地域のところの対策をどうするかということにしてほしいと思うんです。だからこそ、ここに中山間地域の強化といううたい文句になっているわけですから、この標語というか、うたい文句どおりの目標を立てて、それで、実績把握をしてほしいとこう思っております。よろしく願いしときます。

○奥中山間・地域政策課長 1点、先ほど企業のお話ございましたが、ふるさと宮崎人材バンクを通じて移住をした数ということにつきましては、いわゆる転勤とか、そういった数字は含まれておりませんので、ここで申し上げておきたいと思えます。

○二見委員長 ほかにございませんか。

せっかくきょう消費生活センターの話が出てきたので幾つかお伺いしたいのですが、まず、これはもともと県の消費生活センターがあって、できるだけ身近なところということで各市町村のセンターができてきたんだと思うんですけども、この仕事の役割分担というのはあるんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 市町村におきましては、当然住民の方の相談または事業者と交渉するあっせんという、そのような業務を行うというところがございます。県におきましては、広域的にその市町村に対して、今後の取り組みというところで、こちらにもいろいろ書いてございます、市町村の相談の関係について支援をしていくというところも、これから力を入れていきたいところがございます。

基本的に市町村の相談員というのは、まだ日が浅いといいますか、そういう資質的、いわゆる専門性についてもそうでございますし、扱っている件数も少ない、事例も少ないというところ

ろでございますので、県につきましては、10年以上もしくは20年以上という非常に専門性の高い職員、相談員がでございますので、その辺でそのノウハウをいかに市町村のほうに伝えていくかというところが一つと。もう一つは、非常に難しい案件については、県に回していただくとか、そういうところも必要であるし、また、今もやっているんですが、月1回のその相談員全員、どなたでも来ていただいているというふうなものと、市町村の方もそうですが、そういう勉強会とか情報交換会ということで、市町村の窓口のレベルを上げていくと、そういうところで進めていきたいと考えています。

○二見委員長 今回13人から19人に市町村相談員の方がふえたということなんですが、この生活相談員の方々というのは、どういうポジションというか待遇になるのでしょうか。年度更新の方々、市町村ごと広域ごとに違うのかもしれないんですけども、多分8地域あれば8カ所違うのかなと、また、それ県も含めてどのようになっているのか教えていただきたいんですが。

○弓削生活・協働・男女参画課長 基本的には非常勤職員ということで、県もそうでございますけれども、そういう身分で雇用されているところでございます。

○二見委員長 あとセンターということなので、ここに出ているのは、今8カ所の19人というふうになっているんですけど、これは市町村の場合はセンターにはこの相談員の方しか勤務されてないのか、また、県のほうはどのようになっているんですか。県は宮崎、都城、延岡ってセンターがあるわけですけども、その生活相談員の方のほかに何人かいらっしゃると思うんですが、そこ辺はどのようになっているのでしょうか。市町村のほうも把握していらっしゃるん

ですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 市町村のそれぞれについて何人何人というところまでは把握してないところですけども、例えば、新設された西諸県は相談員1名というところで設立されたわけですけども、こちらにつきましては、そもそもが人権の関係の相談窓口ということで、私も4月4日に行ってみたんですが、別の部屋がありまして、人権の相談を受けている方の職員、いわゆる対策監の方と主幹の方がいらっしやって、その中に相談員の方もいらっしやるというような形でございました。

○二見委員長 これは、消費者行政交付金、国が出しているお金ですけども、これというのは、相談員体制は非常勤じゃないといけないという縛りがあるんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 相談員ということでございまして、そこまでの縛りはなかったと思っております。

○二見委員長 結構この消費者問題というのはもうずっと前からあって、昔は、不景気なころは、消費者金融問題とか、そういったのは大体司法書士やら弁護士の方に移管されてきているのではないかなと思うんです。先ほどいただいたこの資料を見ても、問題のところは、点検商法や通販トラブル、ワンクリック請求、これはもう今の新しい問題に対する消費者問題というふうに課題が変わってきて、その対応方法とかも、また、根拠法律とかも非常に多岐にわたる、難しい分野なんだと思うんです。今、課長がおっしゃられたように、市町村の相談員の方、まだ若い方、経験が浅い方なので、そこ辺を県のほうがバックアップしていくんだということでよくわかるんですけども、非常勤の体制でやっていくという方向は、これからも変わ

らないのかなど。やはり、知識経験、人はやっぱり人材だと思いますので、そういう待遇ですと進めていって、今後この市町村のこの相談員の方がちゃんとずっと継続して続けていってくれるのかどうか。その辺も非常に危惧されるんじゃないかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 先ほど質問の答弁で足りない部分がありました。職員という数でございますけれども、本所におきましては、全体で18人、そのうちの相談員が6名ということでございまして、所長、副所長、啓発の担当がいるということでございます。都城支所においても、県の職員で支所長と専門主事がいる、あと延岡についても、支所長ということで、一緒に職員とやっているところがございます。また、宮崎のほうにおいては、延岡支所の支所長をした者が県を退職しまして再任用で、専門性を持った職員が配置されていることでございます。

○二見委員長 よく分からなくなった。

○弓削生活・協働・男女参画課長 消費生活センターのほうで、いわゆる消費者問題について長年やっているところでございますけれども、それにつきましては、相談員の方と一緒にあって、特に本所の啓発担当のほうでノウハウを蓄積しながらやっているところでございます。そういうことで、今後とも、相談員さんの非常に専門性の高い仕事等を職員と一緒にあって円滑に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終わります。執行部の皆様お疲れさまで

した。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の二見でございます。一言御挨拶申し上げます。

昨年に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。非常に重量感のある委員会メンバーですが、岩切副委員長と力を合わせて、委員会運営のスムーズな審議に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主査でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

次に、会計管理者の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○福嶋会計管理者 会計管理者の福嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理局は、県の施策を会計面から支えますとともに、県民の皆様からお預かりをいたしました大切な公金を適切に保管した上で、適正な会計事務、物品管理事務につきまして、一生懸命頑張っていきたいと思っております。二見委員長を初め、委員の皆様方には、御指導をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って御説明をさせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料によりまして、局の概要等を御説明をいたします。表紙の下に会計管理局と表示されている資料をごらんください。

初めに、会計管理局の幹部職員を紹介させていただきます。委員会資料1ページを開いていただいて、あわせてごらんください。

まず、会計管理局次長の中原順一でございます。

次に、局参事兼会計課長の青山新吾でございます。

最後に、物品管理調達課長の佐藤領子でございます。

続きまして、局の組織及び業務概要につきまして御説明をいたします。2ページをお開きください。

2の会計管理局の組織及び業務概要についてであります。

まず、会計課におきましては、(1)の組織にありますように、総務企画担当を初め、7担当の体制となります。

(2)の業務概要につきましては、2にあります現金の出納及び保管に関することや、4に

あります支出負担行為の確認及び支払いに関することや、8にあります収入証紙の総括に関することや、9にあります、かいの会計事務の指導及び検査に関することなどの業務を行っております。

3ページをごらんください。

次に、物品管理調達課におきましては、(1)の組織にありますように、物品管理・指導担当と物品調達担当の2担当の体制となります。

(2)の業務概要につきましては、1にあります物品の取得及び処分並びに物品管理の総合調整に関することや、3にあります物品の出納及び保管に関することや、6にあります県有自動車等の管理指導に関することなどの業務を行っております。

4ページをお開きください。

3の会計管理局予算の概要でございます。会計管理局の平成29年度の当初予算額は、(1)当初予算額の表にありますように、総額で5億6,549万5,000円となっております。このうち約3億5,000万円が主として職員の人件費であります(目)一般管理費となっております。

次に、(2)の予算の概要についてでございますが、会計課の主な内容といたしましては、財務会計システムの運営管理費や証紙売りさばき手数料等でございます。

次に、物品管理調達課の主な内容といたしましては、物品管理及び調達に要する事務費や県有自動車等の管理に要する経費等でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○二見委員長 会計管理局の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 業務概要でちょっとわからんことをお尋ねしますが、9番のこの平仮名でかいの

会計事務の指導と書いてありますが、そのことと、12の国の債権管理に関する、国の債権というのは、代表的にはどういうものがあるかをお尋ねします。

○青山会計課長 まず、かいのほうですけれども、これは、出先機関で予算執行を行うところをかいと言っておりまして、ちょっと古い言葉なんですけど、出先機関のことです。

それから、国の債権管理といいますのが、法定受託事務で国の国費の支出とか、債権管理をやっております。例えば、福祉資金関係の債権、そういったものが対象になっております。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、人事委員会事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○原田人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の原田でございます。よろしくをお願いいたします。

人事委員会は、3名の委員で構成されております。地方自治法や地方公務員法に基づき、専門・中立的な立場で人事行政に関する業務を執行しております。

私ども事務局といたしましては、しっかりとその役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、二見委員長を初め、委員の皆様には御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、人事委員会事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

総務課長の佐由野蔵でございます。

職員課長の原拓実でございます。

なお、課長補佐2名につきましては、名簿に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

事務局の組織であります。2つの課がありまして、総務課に総務担当と任用担当、職員課に給与担当と審査担当がそれぞれ置かれており、職員数は、事務局長以下15名であります。

3ページをお願いいたします。

事務局の各担当ごとの分掌事務であります。主なものとしましては、2つ目の任用担当においては、職員の競争試験や職員の選考に関する事、給与担当においては、給与に関する報告及び勧告に関する事、審査担当においては、職員の不利益処分についての審査請求の審査に関する事などです。

4ページをお願いいたします。

平成29年度の当初予算の概要であります。当初予算額は1億4,283万8,000円でありまして、内訳としましては、3段目の委員会費702万3,000円が、人事委員3名の報酬と人事委員会の開催や活動に要する経費です。また、一番下の事務局費1億3,581万5,000円が事務局職員の人件費のほか、採用試験の実施に要する経費、給与などの勤務条件の調査研究に要する経費などです。

なお、お手元に本年度の県職員採用案内パンフレット及び大学卒業程度や警察官などの職員採用案内を配付しております。

採用案内につきましては、一昨日公表したものでありますので、後ほどごらんください。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○二見委員長 人事委員会事務局長の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 1点だけ。この採用の薬剤師とか、

こういうのは国家試験に通らないと採用できませんよね。それで、実際は国家試験は3月中に発表されるんですが、4月1日採用じゃなくて、4月10日過ぎて採用になっていると聞いたんですが、それは4月1日にはどうしてもできないんですか。

○佐野総務課長 国家試験の取得が前提となっておりますので、それを取得してからの採用ということになると思います。

○中野委員 発表は3月中にあるんでしょう。それを4月1日にできない。

○佐野総務課長 採用そのものは人事課のほうでいたしまして、その確認をいたしましてからのことになりますので、4月1日では厳しいということでございます。

○中野委員 わかりました。

○二見委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって会計管理局及び人事委員会事務局を終わります。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都市選出の二見でございます。一言御挨拶申し上げます。

留任ではなく新たに選任されました二見でございます。よろしくお願いいたします。昨年に引き続きまして、円滑な審議運営に努めてまいりた

いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主査でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

それでは、監査事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○奥野監査事務局長 監査事務局長の奥野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

監査事務局におきましては、監査委員監査が円滑に行われますよう努めてまいりたいと考えておりますので、二見委員長を初め、委員の皆様には、御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

最初に事務局職員を紹介させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

(2)のほうをあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、私の左隣が監査第一課長の門内でございます。

私の後ろが、監査第二課長の福嶋でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、同じく1ページの(1)に記載しておりますとおり、監査委員は、識見を有する者から選任された高橋博監査委員と若曾根隆志監査委員、議員のうちから選任された井本英雄監査委員と中野廣明監査委員でございます。なお、代表監査委員といたしまして高橋監査委員が選任されております。この4名の監査委員によりまして、地方自治法等に基づき、財務監査、行政監査、財政援助団体等監査などを実施しますほか、普通会計及び公営企業会計の決算審査などを行い、意見書を知事に提出しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

監査委員の補助機関であります監査事務局の組織と分掌事務でございます。事務局は2課5班体制で、職員は21名となっております。

下の表にありますとおり、監査第一課では、監査のほか、普通会計の決算審査及び財政健全化審査等に関することを、また、監査第二課では、監査のほか、公営企業会計の決算審査及び経営健全化審査等に関することを行っております。

次に、3ページをごらんください。

当事務局の予算の状況でございます。平成29年度予算額は、一番上の段の(款)総務費として2億1,712万2,000円となっております。このうち、上の段の(項)監査委員費は、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費でございます。また、下の段の(項)総務管理費は、外部監査に要する経費であります。

最後に、4ページをお開きください。

今年度の監査等実施計画でございます。今年度は、定期監査として、全所属であります248所属、財政援助団体等監査として45団体の監査を

実施する予定であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○二見委員長 監査事務局の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に議会事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○甲斐議会事務局長 議会事務局長の甲斐でございます。議会事務局におきましては、4月1日付の人事異動によりまして、合計12名の職員が異動いたしました。引き続き、県議会の円滑な運営のため、職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、二見委員長を初め、委員の皆様方には御指導方よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣からでございます。事務局次長の上山伸二でございます。

総務課長の小田博之でございます。

政策調査課長の谷口浩太郎でございます。

なお、議事課長の長倉健一は所用により欠席をしております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、お手元の委員会資料で、事務局の組織と事業概要等につきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

議会事務局の組織でございますが、局長、次長のもと、総務課、議事課、政策調査課の3課6担当制で、31名の職員体制となっております。

2ページをお開きください。

事務局職員の名簿であります。右側の3ページは、各課の主な事務分掌を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

4ページをごらんください。

事務局の予算の状況であります。まず、(1)歳入であります。今年度は、財産収入と諸収入で、合計424万9,000円を見込んでおります。このうち、財産収入につきましては、議員寮の宿泊費の収入が含まれております。

次に、(2)歳出であります。今年度は、議会費が7億5,144万3,000円、事務局費が3億6,621万8,000円、歳出総額は11億1,766万1,000円で、対前年度比97.8%となっております。

5ページをごらんください。

歳出予算の主な内容についてであります。まず、議会費であります。これは、議員の皆様への報酬を初め、本会議や各委員会の開催などに要する経費でございます。

最後に、6ページをお開きください。

事務局費であります。これは、職員の人件費のほか、県議会の広報活動や会議録の印刷、議会図書室の図書購入などに要する経費であります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○二見委員長 議会事務局の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって監査事務局及び議会事務局を終わります。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。2点目は、調査中の陳情・要望等について事情聴取

の性格を持つものであり、後日、回答する等の約束はしないというものであります。3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 次に、今年度の委員会調査など活動計画案については、お手元の資料のとおりであります。活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を8月に実施する予定であります。調査先について、皆様から御意見を伺いたいと思います。参考までに、お手元に資料として、過去5年分の総務政策常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要を配付しております。また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時11分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 それでは、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後0時11分閉会